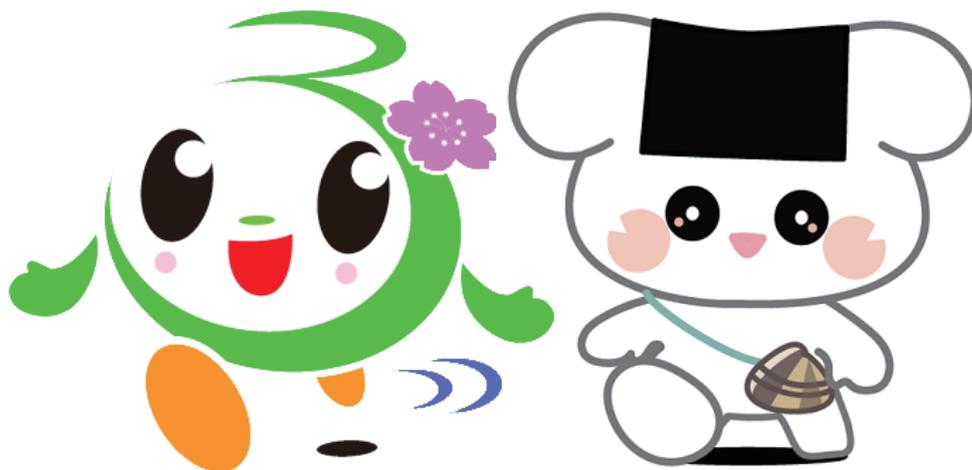


# いきいきふっつ障がい者プラン

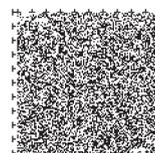
第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)

【令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)】



令和6年(2024年)3月

富津市



## いきいきふっつ障がい者プラン 概要版について

### ■いきいきふっつ障がい者プランの策定趣旨と計画期間

「いきいきふっつ障がい者プラン第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」（以下、「いきいきふっつ障がい者プラン」といいます。）は、「いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」（以下、「前期計画」といいます。）の計画期間の終了に伴い、その成果を更に発展・深化させるために策定するものです。

いきいきふっつ障がい者プランの計画期間は、令和6年度（2024 年度）から令和8年度（2026 年度）までの3年間です。

### ■Uni-Voice コードの表記について

本計画書では、視覚障がいのある方のために、文章などの文字情報をバーコード化し、スマートフォンを通じ音声を聞けるようにする「Uni-Voice コード」をページ下部に記載しています。

### ■「障害」と「障がい」について

「障害」という表記について、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記します。

### ■統計的データの割合やアンケート調査結果の回答率について

統計的データの割合やアンケート調査結果の回答率は、百分率（%）で表しています。

集計は、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、割合や回答率を合計しても100%にならないことがあります。また、アンケート調査結果の回答の比率（%）は、その設問の回答者数に対する割合として算出しています。そのため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100%を超えることがあります。

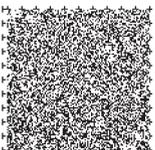
なお、図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。

### ■計画値等の単位について

概要版に記載している目標値の単位の意味は次のとおりです。

「人/年」…1年間当たりの実利用者数等の人数を表します。

「回/年」…1年間当たりの実施回数又は開催回数を表します。

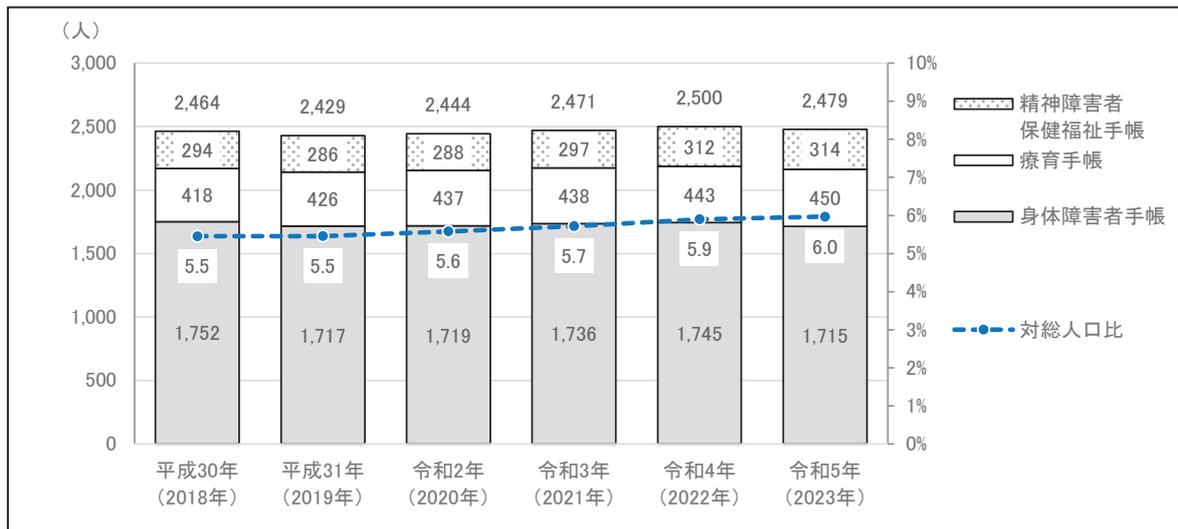


# 富津市の障がい者人口等の概況

## 障がい者手帳所持者数の状況

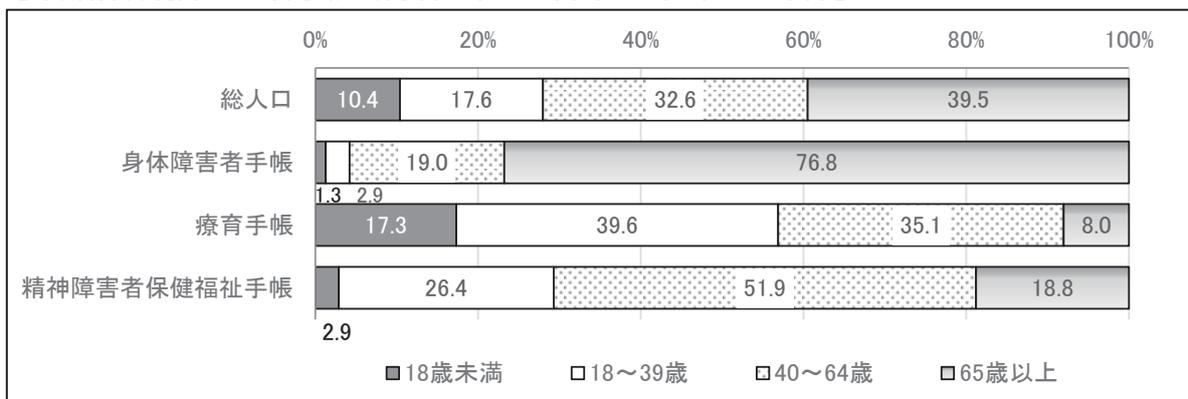
障がい者手帳を持つ人の全体数は、約 2,500 人程度の横ばいで推移しています。また、手帳を重複して所持する方を含むため一概には算出できませんが、人口の減少に伴い、総人口に対する障がい者手帳所持者の占める割合については増加傾向で推移しており、令和5年(2023年)は6.0%となっています。また、これを年齢階層別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、65歳未満の割合が80%以上となっているのに対し、身体障害者手帳所持者は、65歳以上の割合が76.8%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

### 【障がい者手帳所持者の推移】

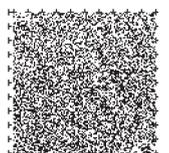


資料：富津市（各年4月1日現在）

### 【年齢階層別障がい者手帳所持者の状況（令和5年（2023年））】



資料：富津市（4月1日現在）



## 医療費受給者証所持者数の概況

指定難病医療費助成制度受給者数は、令和3年度（2021年度）は356人となっています。また、小児慢性特定疾病医療支援事業受給者数は、令和3年度（2021年度）は18人となっています。

自立支援医療受給者数について、育成医療は若干数で推移しており、令和5年度（2023年度）は1人となっています。更生医療は増加傾向で推移しており、令和5年度（2023年度）は141人となっています。精神通院医療は、精神障害者保健福祉手帳所持者を上回る650人以上の水準で推移しています。

### 【自立支援医療受給者の推移】

（単位：人）

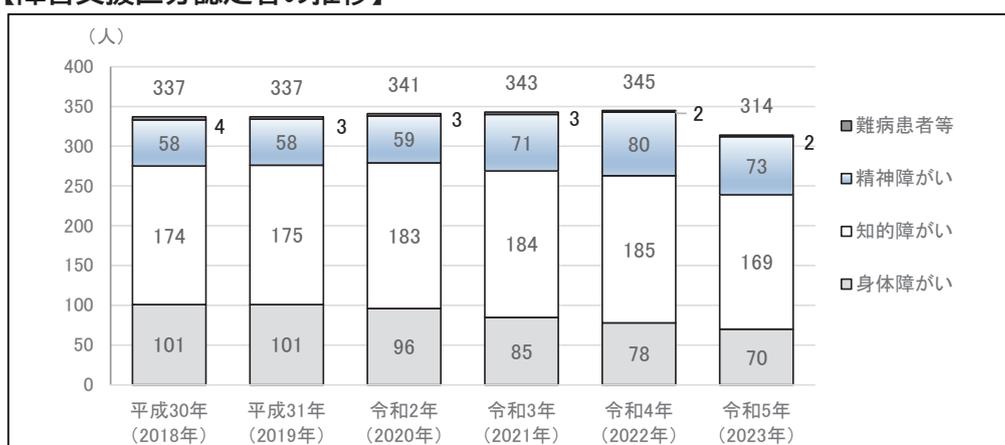
項目	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
育成医療	3	2	1	0	1
更生医療	79	115	117	133	141
精神通院医療	684	653	720	691	657
合計	766	770	838	824	798

資料：富津市（各年4月1日現在）

## 障害支援区分認定者の状況

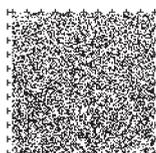
障害福祉サービスを利用する上で必要となる場合がある障害支援区分の認定者数は、令和4年（2022年）まで増加傾向で推移してきましたが、令和5年（2023年）は314人と前年に比べて9.0%の減少となっています。令和5年（2023年）の内訳をみると、知的障がい者が169人で最も多く、次いで精神障がいの73人となっています。障がい者手帳所持者の障がい種別の割合を踏まえると、身体障がいの認定取得率の低さが際立つ形となっています。

### 【障害支援区分認定者の推移】



注) 複数の障がいがある場合には、主たる障がいで計上

資料：富津市（各年4月1日現在）



# 基本理念と施策体系

## 基本理念

**障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち**

障がいがある人もない人も、すべての人がともに生き、お互いが支え合う一人の人間として人権が尊重され、自分が望む自分らしい暮らしを営むことができ、ライフステージや障がいに応じた生活や社会参加ができるようなまちの実現を目指します。

## 基本目標

### 基本目標1

#### 地域での生活を総合的に支えます

高齢化や障がいの重度化・多様化が進む状況に対応し、障がいのある人が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

### 基本目標2

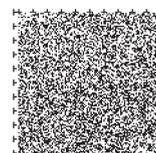
#### 多様な支援で社会参加を支えます

誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

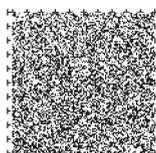
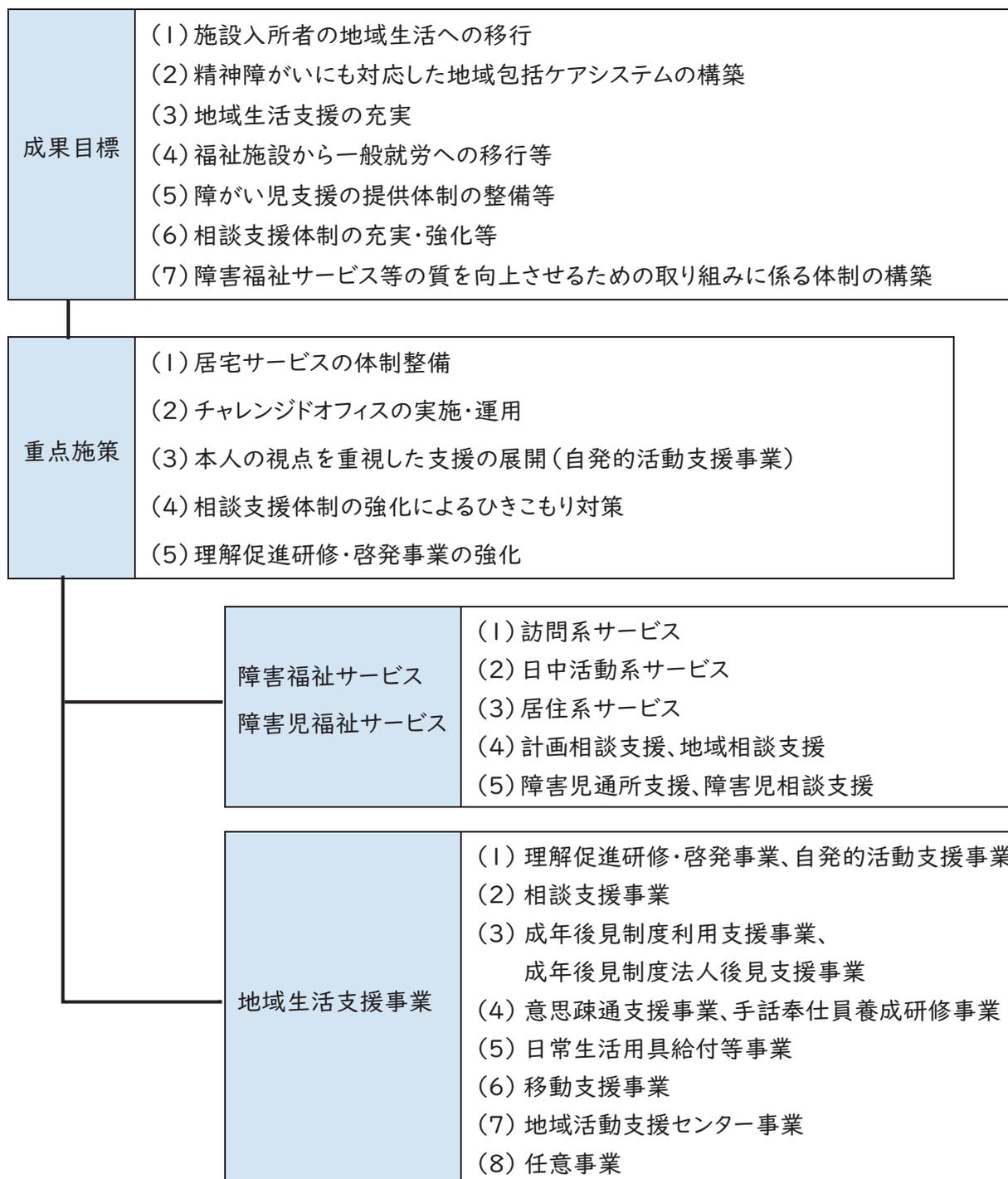
### 基本目標3

#### 地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取り組み、障がいのあるなしに関係なく、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。



## 施策の体系



# 施策の展開

## 成果目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、引き続き課題共有の場で施設入所支援事業所や相談支援事業所、富津市基幹相談支援センター（えこ）等の関係機関と連携し、個々の具体的対応策の検討を行うとともに、地域移行が図られるよう努めます。また、関係機関と施設とで地域移行する対象者を共有するにあたり、対象者の優先順位を判断するための基準を設け、地域移行に向けた準備を進めていきます。

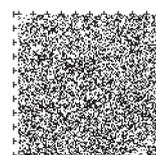
項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
地域生活移行者数	4人	国の基本指針に即し、令和8年度(2026年度)までの3か年で地域生活に移行する人の数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者(54人)の6%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者数	51人	国の基本指針に即し、令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者(54人)から5%以上削減する。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人の地域生活への移行を推進するため、引き続き連携体制の強化に取り組み、地域共生社会の実現を図ります。

なお、長期入院患者の地域移行や地域定着支援等については、千葉県を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進の啓発などを通じて精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるための取り組みの充実に努めることとして、目標値は設定しません。

項目	目標値
精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数	県設定項目
精神病床における1年以上長期入院患者数	県設定項目
精神病床における早期退院率	県設定項目



### (3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点における支援の実施には、地域住民や関係機関との連携体制が不可欠となることから、引き続き周知活動を行い富津市地域生活支援拠点への理解を得るとともに、登録件数を増やしていきます。また、その機能充実に向けて活動計画と目標設定を行うとともに、事業の評価を実施し、その取組状況を検証しています。さらに、富津市地域生活支援拠点に登録している事業所と情報を共有し、適切に運用できるよう努めていきます。

強度行動障害を有する人に対しては、障がい特性を踏まえて機能的なアセスメントを行い、強度行動障害を引き起こしている環境要因や支援ニーズを把握し、行動上の課題を引き起こさないための予防的な観点も含めた支援に努めます。

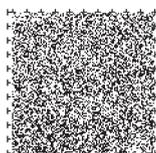
項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上	国の基本指針に即し、地域生活支援拠点の機能の充実のために、運用状況の検証及び検討する会議を開催する。
強度行動障害を有する人への支援体制の整備	支援ニーズ等把握のための検討の場の設置	国の基本指針を踏まえ、令和8年度(2026年度)末までに、富津市基幹相談支援センター(えこ)を中心に、強度行動障害を有する人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関と共有する検討の場を設置して連携した支援体制の整備を進める。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等の推進を図るため、本市の産業特性を活かし、引き続き農福連携事業、又は農林漁業の第6次産業化の取り組みを中心として、障がい者雇用の創出等の検討を進めていきます。

また、雇用する側への支援として、富津市障害者総合支援協議会の就労支援部会と連携し、障がい者雇用に関する企業向けの研修などを実施し、障がい者雇用の創出等が進むよう努めていきます。

さらに、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した障がいのある人が、適切な支援を受けることができるよう、就労定着支援事業所との連携強化を図り、利用率の向上に努めます。



項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数	10人	国の基本指針に即し、令和3年度(2021年度)実績(6人)の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業を通じた 一般就労への移行者数	3人	国の基本指針に即し、令和3年度(2021年度)実績(2人)の1.31倍以上とする。
就労継続支援A型事業を通じた 一般就労への移行者数	1人	令和3年度(2021年度)実績が0人のため、1人の利用を目標とする。
就労継続支援B型事業を通じた 一般就労への移行者数	6人	国の基本指針に即し、令和3年度(2021年度)実績(4人)の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業利用終了者に占める 一般就労へ移行した人の割合が 5割以上の事業所	50%以上	国の基本指針を踏まえ、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の50%以上とする。
就労定着支援事業の利用者数	10人	国の基本指針に即し、令和3年度(2021年度)実績(7人)の1.41倍以上とする。
就労定着支援事業利用終了後一定期間の 就労定着率 <sup>*</sup> が7割以上となる 就労定着支援事業所の割合	25%以上	国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とする。

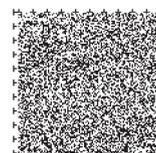
※就労定着率:過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(例:令和8年度の就労定着率は、令和2年度から令和5年度までに就労定着支援の利用を終了した者のうち、令和5年度末時点で雇用された事業所を上記期間就労していた者の人数から割合を算出)

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族が障害児福祉サービスを安心して利用できるよう、引き続き、富津市基幹相談支援センター(えこ)や相談支援事業所との連携を図ります。また、児童発達支援の利用者が増加傾向にあることから、児童発達支援センターを中核的な役割を担う機関として、君津圏域の木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市の4市(以下、「君津地域4市」といいます。)で連携した支援体制の構築を目指す広域的な施設整備について、民間事業者の参入を含め検討します。

さらに、君津地域4市共同で開催している医療的ケア児支援のための協議の場で、各市及び医療機関や事業所などの各方面と情報共有や課題の洗い出しを行い、更なる支援体制の検討を進めていきます。



項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
重層的な地域支援体制の構築		国の基本指針を踏まえ、「きみつ愛児園」と連携した事業実施体制の維持・継続を図る。また、児童発達支援センター機能の拡充を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築を図る。
児童発達支援センターの設置	1箇所以上	
保育所等訪問支援体制	2箇所以上	
主に重症心身障害のある児童への支援		国の基本指針を踏まえ、君津地域4市でサービス提供体制の維持・継続を図る。
児童発達支援事業所	1箇所以上	
放課後等デイサービス事業所	1箇所以上	
医療的ケア児支援		国の基本指針を踏まえ、君津地域4市共同での協議を継続していくとともに、コーディネーター配置を維持・継続する。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	継続	
医療的ケア児等に関するコーディネーター	3人	

#### (6) 相談支援体制の充実・強化等

引き続き富津市基幹相談支援センター（えこ）による各相談支援事業所への訪問等を通じ、個別事例に関する専門的な指導、助言等を行い、障がいのある人の各種ニーズに対応する相談支援体制の更なる充実を図ります。

また、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成及び職員の確保のため、富津市基幹相談支援センター（えこ）を中心に対応策を検討していきます。

項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	拡充	国の基本指針を踏まえ、専門的な指導・助言等の取り組みを通じて地域の相談支援体制の強化を図る。
富津市障害者総合支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	国の基本指針を踏まえ、相談支援事業所の参画による個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施する。



## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

県が実施する研修に積極的に参加し、障害福祉サービス等に関する理解を深めるとともに、その提供が適切に行われるよう取り組みます。

また、「障害者自立支援審査支払等システム」等による審査結果を分析し、その内容を事業所や近隣自治体等と共有することで、適切な支払いに繋がるように努めていきます。

さらに、障がい福祉事業に関する法律の改正があった際は、適切な障害福祉サービスが提供されるよう周知及び指導できる体制の整備を図ります。

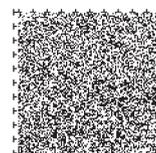
項目	目標値 令和8年度末 (2026年度末)	目標値設定にあたっての考え方
障害福祉サービス等の質を向上するための取り組みを実施するための体制構築	情報共有・ 研修の場の維持	情報共有・研修の場を維持するとともに、国の基本指針を踏まえ、職員の県が実施する研修会への参加等を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図る。

## (8) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針では、成果目標は設定されていませんが、引き続き次の活動指標を設定し、発達障がい者等に対する支援体制の拡充を図ります。ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等については、ニーズの把握に努め、支援プログラム等への受講者を増やすために、関係機関と連携して周知に努めていきます。また、ペアレントメンターの資格取得者を増やすために富津市障害者総合支援協議会の子ども部会と連携し、方策を検討していきます。

ピアサポートの活動への参加については、ピアサポート活動の周知に努め、ピアサポーターの養成に向け、関係機関と連携を図ります。

項目	令和6年度 (2024年度) 計画値	令和7年度 (2025年度) 計画値	令和8年度 (2026年度) 計画値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(人/年)	5	10	10
ペアレントメンターの人数(人)	4	4	5
ピアサポートの活動への参加人数(人/年)	2	2	4



## 重点施策

本計画においては、基本目標、並びに成果目標の達成のため、前期計画の成果や課題、アンケート調査・事業所アンケート調査の結果等を踏まえ、次の5つの施策をいきいきふっつ障がい者プランにおける重点施策と位置づけ、取り組みを強化していきます。

### (1) 居宅サービスの体制整備

地域での生活を可能とするためには、居宅サービスの充実を図り、地域で暮らしていくことへの不安感をできるだけ低減していく必要があります。

居宅サービス事業所においては、採用が困難であったり、離職率の高さなどから、人材の確保及び育成に課題があり、需要に対して供給が追いついていない状況にあるため、事業所との協議の場を設け、安定した人材の確保を継続するための方策を検討していきます。また、引き続き君津地域4市共同でも圏域での支援体制の充実を図るといった視点から、障害福祉サービスへの事業参入を働きかけ、事業所の確保を進めていきます。

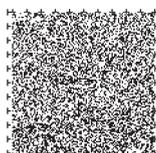
項目	令和5年度末 (2023年度末)	令和8年度末 (2026年度末)目標
市内の居宅介護サービス事業所数	7	9
市内の重度訪問介護サービス事業所数	7	9
市内の訪問入浴サービス事業所数	3	3

### (2) チャレンジドオフィスの実施・運用

前期計画では、「チャレンジドオフィス」を実施している近隣市に視察に行き、現状と課題を確認して「チャレンジドオフィスふっつ設置・運営要領」案を作成するなど、一般就労移行者の拡大に向けて取り組んできました。今期計画においては、市が一定期間会計年度任用職員として採用し、日々の業務を通じて就労スキルやマナーの向上、勤怠の安定を図ることにより、社会人としての行動習得を目指し、その職務経験を活かすことで一般就労を円滑に行えることを目的とした「チャレンジドオフィスふっつ」の実施を目指します。

また、今後「チャレンジドオフィスふっつ」を実施した中で生じた課題や、その課題を解決するための支援方法を検討したり、民間企業等への就労を移行するための支援について、人事担当課や関係機関と連携・協議の上、「チャレンジドオフィスふっつ」の運用が継続できるよう支援していきます。

項目	令和8年度末(2026年度末)目標
チャレンジドオフィスふっつによる採用延べ人数(人)	3



### (3) 本人の視点を重視した支援の展開(自発的活動支援事業)

障がいのある人が自立した暮らしを営むことができるようになるためには、障がいのある人にとっての社会的障壁を取り除くことが必要であり、そのためには、障がいのある人の視点を一層重視したまちづくり、地域づくりを更に進めていくことが重要です。このため、富津市障害者総合支援協議会の各部会が開催する交流会や、障がい者団体等が開催する情報交換会等の機会を通じて、本人や家族と語り合う場の開催を行い、様々な人が参加できる機会を増やしていきます。

項目	令和6年度 (2024年度) 目標	令和7年度 (2025年度) 目標	令和8年度 (2026年度) 目標
本人や家族と語り合う場の開催(回/年)	2	3	4

### (4) 相談支援体制の強化によるひきこもり対策

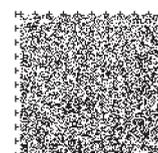
アンケート調査でも少数ながらみられたひきこもりの心配のある人への対策を講じるため、区長や民生児童委員のほか、地域包括支援センターやケアマネジャーにも引き続き相談窓口の周知を行うことと連携体制を強化し、支援が必要な人の把握に努めていきます。また、医療や福祉が必要であるにもかかわらず、どの医療機関及び支援機関にも繋がっていない人を支援するためにプラットフォームの設置を進めていきます。

項目	令和8年度(2026年度)目標
ひきこもり支援に対するプラットフォームの設置	設置

### (5) 理解促進研修・啓発事業の強化

「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を営むことができる社会の実現のためには、障がいについて理解し、一人ひとりが何ができるのかをより多くの人に考え、学んでもらう機会を増やすことが必要となることから、富津市障害者総合支援協議会の各部会と連携し、各部会が開催している勉強会や研修会への市民の参加者の増加を目標とした取り組みの強化を図ります。

項目	令和6年度 (2024年度) 目標	令和7年度 (2025年度) 目標	令和8年度 (2026年度) 目標
障がい福祉に関する研修等への参加者数 (うち、市民の参加者数) (人/年)	85 (10)	90 (15)	100 (20)
障がい福祉に関する広報紙等発行数(回/年)	1	1	1

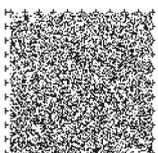


# 障害福祉サービス・障害児福祉サービス一覧

障がいのある人が必要とする障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援サービスの量を見込み、その提供体制を確保して適切に提供することにより、成果目標の達成を図ります。

## 障害福祉サービス

障害者総合支援法	
指定障害福祉サービス	訪問系サービス 居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス 短期入所(ショートステイ) 療養介護 生活介護(デイサービス) 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練 就労選択支援 就労移行支援 就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型 就労定着支援
	居住系サービス 施設入所支援 自立生活援助 共同生活援助(グループホーム)
	計画相談支援、地域相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 知的障害者職親委託制度事業(任意事業) 日中一時支援事業(任意事業) 社会参加促進事業(任意事業) 巡回支援専門員整備事業(任意事業) 訪問入浴サービス事業(任意事業) 重度障害者等就労支援特別事業(任意事業)



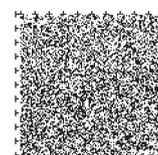
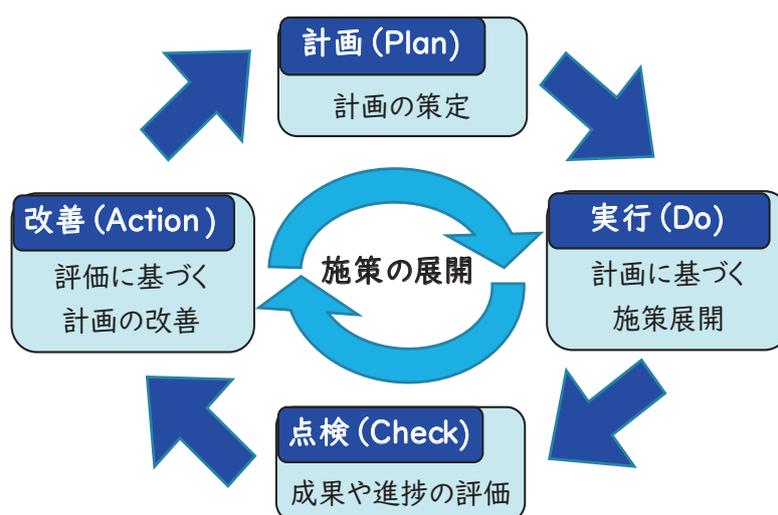
## 障害児福祉サービス

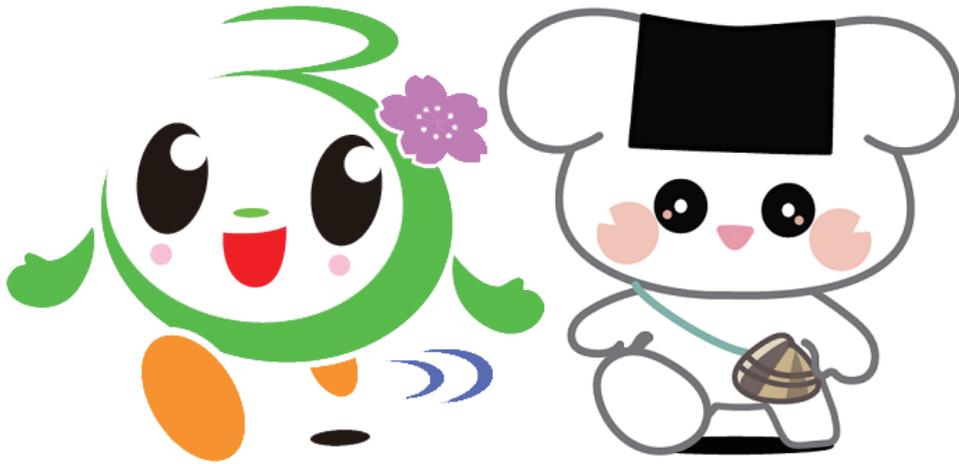
児童福祉法	
障害児通所支援	児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
	障害児相談支援
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 (いずれも県の事業)

## 計画の達成状況の点検及び評価

いきいきふっつ障がい者プランは、掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するためにPDCAサイクル(事業計画(Plan)⇒事業の実施(Do)⇒点検・評価(Check)⇒見直し・改善(Action))に基づき、取り組みを進めます。障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況のほか、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標、居宅系サービスの整備等の重点施策について、富津市障害者総合支援協議会と連携して定期的に点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。

そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、計画の見直しを行います。





富津市おもてなしキャラクター

ふつつん

富津市障害者総合支援協議会キャラクター

のりちゃん

**いきいきふつつ障がい者プラン 概要版**  
第7期障害福祉計画(第3期障害児福祉計画)  
【令和6年度(2024年度)~令和8年度(2026年度)】

令和6年(2024年)3月

発行 千葉県富津市健康福祉部障がい福祉課  
〒293-8506 千葉県富津市下飯野 2443 番地  
TEL(0439)80-1260、FAX(0439)80-1355

